料金後納郵便
個人型
確定拠出年金

親展

１０５－００１１
東京都港区六本木１－２－３

年金　一郎　様

重要 小規模企業共済等掛金控除証明書

年末調整 や **確定申告** の際に必要です。

00000001

国民年金基金連合会
〒106-0032
東京都港区六本木６丁目１番21号
三井住友銀行六本木ビル
電話 ０５７０-００３-１０５
（050で始まる電話でおかけになる場合は03-6627-9059）

iDeCo

ご案内は内側にあります。

矢印方向にゆっくりていねいに開いて中をご覧ください。
裏面からも同様に左下より開いて中をご覧ください。
万一、このはがきが湿っている場合は、十分に乾かしてから開けてください。

0000001#

見本

基礎年金番号　０１０１－０１１１２０

令和 8 年 中に払い込まれた個人型年金の掛金額は以下の通りです

（ 令和 8 年１０月15 日現在）

掛金額の内訳

１月引落	*********	
２月引落	*********	
３月引落	*********	
４月引落	¥0-	
５月引落	¥136, 000-	２ヶ月分収納
６月引落	¥68, 000-	
７月引落	¥68, 000-	
８月引落	¥0-	未納（資金不足）
９月引落	¥68, 000-	
１０月引落	*********	
１１月引落	*********	
１２月引落	*********	
本年９月までに払い込まれた金額		¥340, 000-
１０～１２月に払い込まれる予定金額		¥204, 000-
合計金額		¥544, 000-

「１０～１２月に払い込まれる予定金額」とは、
３ヶ月分の予定引落金額の合計です

＊＊＊　お問い合わせ先　＊＊＊

（各種変更手続き）　確定拠出年金保険
電話　0123-456-789

（払込証明書の照会）　国民年金基金連合会
電話 0570-003-105　（050で始まる電話の場合 03－6627－9059 ）

LH0801

確定申告や年末調整の際には
このページを添付してください

重要

令和 8 年分小規模企業共済等掛金払込証明書
確定拠出年金（個人型年金）

氏名　年金　一郎

住所　東京都港区六本木１－２－３

本年９月までに払い込まれた金額	¥340, 000-
１０～１２月に払い込まれる予定金額	¥204, 000-
合計金額	¥544, 000-

令和 8 年１０月15 日発行

〒106-0032
東京都港区六本木６丁目１番21号
三井住友銀行六本木ビル

国民年金基金連合会

見本

（オモテ_見本）

見本

この「小規模企業共済等掛金控除証明書」は、年末調整・確定申告の際にご提出いただくものです。
大切に保管してください。

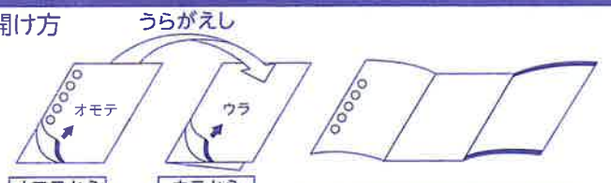
この証明書のご説明はこちら
（電子交付も可能です。）

（https://www.ideco-koushiki.jp/library/#archive_cateogry_shotokukoujo）

控除証明書に関するよくあるご質問

（https://www.ideco-koushiki.jp/library/pdf/faq_kojyo.pdf）

開け方　うらがえし



オモテ・ウラの2回開けてください。

この部分から矢印方向にゆっくりはがして中をご覧ください。
裏面にもご案内があります。同様に左下よりはがして中をご覧ください。
万一、このはがきが湿っている場合は、十分に乾かしてから開けてください。

郵便はがき

個人型確定拠出年金（iDeCo）の掛金の所得控除証明について

1. お客様が払い込んだ個人型確定拠出年金（iDeCo）の掛金は、全額所得控除（小規模企業共済等掛金控除）の対象となり、所得税、住民税が軽減されます。
2. この証明書は、確定申告や年末調整（給与所得者の場合）の際に、添付してください。
3. この証明書は、１月から12月までに払い込んだ掛金（または払い込む予定の掛金）の総額を証明するものです。掛金の払込中止や金額変更を行った場合や、掛金未納・加入者資格喪失等の事態が生じた場合は、その要因が引落金額の右側に記載され、金額が変更されています。
年末調整申告後、10月～12月に払い込まれる金額が変更になった場合は、申告額を修正していただく必要があります。
4. この証明書にかかわるご照会は、内側に記載されている（払込証明書の照会）にお問合せください。
5. この証明書は、加入者本人の個人型確定拠出年金（iDeCo）の掛金の所得控除の申告以外には使用できません。

申告書の記入箇所

・控除を受けられる場合は申告書の次の欄に、この証明書に記載の「合計金額」を記入してください。
（１）税務署に確定申告書で申告する場合
「小規模企業共済等掛金控除」欄
（２）給与所得者の保険料控除申告書に記入する場合（会社員の方が会社に年末調整を申告する場合）
規定用紙の右下の「小規模企業共済等掛金控除」欄の「個人型又は企業型年金加入者掛金」欄

＊払込証明書の再発行について
払込証明書の再発行を希望される場合は、内側に記載の受付金融機関にお申し出ください。

令和8（2026）年12月から
① iDeCoの加入可能年齢が引上げられます
② 毎月の拠出限度額が引上げられます（※）
（※第3号被保険者の方を除く）

◆ 上記①②の制度改正についてお知りになりたい場合

厚生労働省のホームページにおいて、令和7（2025）年の制度改正について説明をしていますので、ご参照ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/kyoshutsu/2025kaisei.html

◆ 掛金額・掛金拠出方法など、ご変更をご希望の場合

令和8（2026）年12月の法施行により、iDeCoの掛金の拠出限度額が引上げられます。掛金額の変更や拠出回数の変更（月別指定から毎月定額拠出への変更）をご希望の場合は、内側に記載された運営管理機関までご連絡いただき、お手続きください。

iDeCo加入者にかかる手数料見直しのお知らせ

今般、物価・人件費の上昇に伴い、個人型確定拠出年金（iDeCo）にかかる手数料を見直すこととなりましたのでご案内いたします。iDeCoの加入中の手数料が、105円（掛金拠出時）から120円（月額）に変更となります。引き続き安定したサービスを提供するため、ご加入者様にはご理解いただきますようお願い申し上げます。
詳しくはiDeCo公式サイトをご覧ください。
（https://www.ideco-koushiki.jp/library/pdf/leaflet202604.pdf）

1. 手数料の変更日
令和9（2027）年1月26日の掛金引落日から適用します。
2. 手数料の新旧比較

（消費税込）	新	旧
加入中の手数料	120円（月額）	105円（拠出時）

※掛金拠出中の方が対象となりますので、掛金引落しが一時停止中の方は別途手続きが必要となります。

（ウラ_見本）